

愛 川 町 教 育 委 員 会

令 和 6 年 4 月 1 6 日

愛川町教育委員会 4 月定例会会議録

- 1 会議日程 令和 6 年 4 月 1 6 日（火）
午前 9 時から午前 1 0 時 0 8 分
- 2 会議場所 愛川町役場 2 階 2 0 1 会議室
- 3 議事日程 日程第 1 会議録の承認について
日程第 2 教育長報告事項について
（1）教育長報告
（2）令和 6 年度教職員配置状況について
（3）令和 6 年度愛川町教育支援（就学相談）について
日程第 3 令和 7 年度愛川町立小・中学校で使用する教科用図書の採択にか
かる愛川町教育委員会の方針について
日程第 4 地域学校協働活動推進員等の委嘱について【非公開】
日程第 5 愛川町青少年指導員の委嘱について【非公開】
日程第 6 愛川町スポーツ推進委員の委嘱について【非公開】
日程第 7 その他
（1）拠点校方式部活動の令和 6 年度モデル実施について
（2）令和 6 年度町営プールの運営について
- 4 出席委員 教 育 長 佐 藤 照 明
教育委員（教育長職務代理者） 大 貫 洋
教育委員 梅 澤 秋 久
教育委員 篠 崎 美 和
教育委員 齊 郷 浩 之
- 5 説明を要した者及び議事録作成のため出席した者
教育次長 亀 井 敏 男
教育総務課長 宮 地 大 公

指導室長兼教育開発センター所長	瀧	喜	典
生涯学習課長	小	山	文
スポーツ・文化振興課長	井	上	守
教育総務課主幹	高	木	賢
教育総務課副主幹	前	田	幸
	寛		

◎開会

○（佐藤教育長） それでは皆様方、おはようございます。

それでは、本日の出席者は5人であります。定足数に達しておりますので、愛川町教育委員会4月定例会は成立いたしました。

よって、これより開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでありますから、ご承知願います。

これより日程に入ります。

◎日程第1

○（佐藤教育長） 初めに、日程第1、会議録の承認についてを議題といたします。

3月定例会、3月26日開催分でございます。会議録については事前に配付のとおりであります。

これより質疑に入ります。

ご意見、ご質疑ありましたら、ご発言をお願いします。

（発言する者なし）

○（佐藤教育長） 特によろしいでしょうか。

（「特になし」との声あり）

○（佐藤教育長） 特に質疑がありませんので、質疑を終結し、表決に入ります。

日程第1、会議録の承認について。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○（佐藤教育長） ご異議ないものと認めます。

よって、日程第1は原案のとおり承認されました。

なお、本定例会終了後に会議録署名原本をお回しいたしますので、委員の方は署名をお願い

いたします。

◎日程第2

○（佐藤教育長） 次に、日程第2、教育長報告事項についてを議題といたします。

初めに、教育長報告について資料1に基づき、私から報告をさせていただきます。

令和6年3月26日から令和6年4月15日までに出席いたしました主な会議等について、ご報告をさせていただきます。

3月26日、教育委員会の定例会、教職員の面接、これは異動を対象とした方々の面接になります。総合教育会議もございました。ご協力ありがとうございました。

そして、教育委員会表彰式も随時ございまして、8人の皆様を表彰させていただきました。

27日、松田町の教育長さんが退任されるということでご挨拶に来られました。

愛川町の土地開発公社理事会、教職員の面接、これも異動対象者の面接になります。

28日木曜日、教職員の面接、同じく異動対象者の面接になります。

JICAの方が中津小学校の関係で来室されました。

29日が職員の退職辞令交付式、教職員辞令伝達式がございました。

30日、第28回愛川町長杯少年サッカー大会がございましたので、開会式に参加いたしました。

4月1日、町職員の辞令交付式、教職員辞令伝達式、教育委員会全員協議会が行われました。

行政経営会議が臨時で行われました。

2日、タウンニュースの方が来室されまして、これはまだ正式ではないんですけれども、子どもたち用のタウンニュースを作成するということで、愛川町と清川村を一つにした記事内容になる予定とのことです。厚木市はもう既にやっているそうで、愛川町、清川村版についてのご説明がございまして、今後、前向きに検討されていくということでありました。

松田町の新任された教育長さんが来室されました。

3日、会計年度任用職員の辞令交付式ということで、これは学習サポーターさんとインクルーシブサポーターさん、図書館指導員さんが一堂に集まりまして、辞令交付式を行い、その後、研修会に参加をいたしました。

ボーダーリンク、ALT来室ということで、今ALTさん3人いらっしゃるんですが、そ

のうちの1人の方が異動されたということで、新たに1人配属されるということでご挨拶に来られました。

県央教育事務所長さんが年度初めということでご挨拶に来られました。

5日、中学校の入学式、これは当初参加を考えていたんですが、今年度ご存じのように来賓を呼ばないということで学校のほうが進めています、実は、いつも教育委員会でお祝いの言葉を贈っていますけれども、当日配布するしおりに入っているだけで実際には子どもたちが直接それを聞くことはない状況です。教育委員会が参加しているのに今まで読んでいないということもあり、保護者の冊子を見ないためにあのメッセージが届かないということもあり、今回はお祝いの言葉というタイトルで最初に町長からのお祝いメッセージを動画で流し、その後に教育委員会の言葉ということで読んでいただきました。全ての学校でそのように行いました。ですから、入学式のときに子どもたちがそのお祝いメッセージを聞いているというような形で今回やっておりますので、一応ご承知ください。小学校も、同様の理由で、今回は参加しておりません。

7日です。愛甲郡のソフトボール協会の開幕式が田代運動公園でありましたので、参加をいたしました。

8日、愛川高校の入学式がありまして参加いたしました。今年度の新入生は210人、8クラスということで、1クラスが26から27人と非常にきめ細かい指導ができる状態で、1クラスに担任と副担任がいっぱいいましたね。非常に充実したスタッフの中で進められるんだという、改めてびっくりいたしました。やっぱりきめ細かい指導が必要なんだろうなという、それは高校だけではなくて小中学校も同じなので、しっかりと人員等の配置ができるように努力していきたいと考えております。

それから、この日は政策調整会議がございました。

資料に記載がないのですが、4月11日です。この日に、青少年指導員、スポーツ推進員の委嘱式、委嘱状交付式がございましたので、追記をお願いいたします。各地区から出ておりますので22名の方、合計44名の方に委嘱状を交付させていただきました。今回は代表の方にお渡しをさせていただきました。

12日、全国町村教育長会、令和6年度第1回の理事会がございましたので、銀座プロッサムまで行ってまいりました。去年の秋から神奈川県町村会の会長をやっております、町が事務局になっておりまして、各市町村との関係も含めて、情報交換が多くなっているところでもあります。

13日、愛川町子ども会連絡協議会の定例総会が文化会館で行われました。

15日、民生委員児童委員協議会総会・懇親会ということで、総会のみ参加をさせていただきました。

報告は以上ですが、ご質疑等がございましたらお願いいたします。

梅澤委員。

○（梅澤委員） 愛川高校入学式での入学者数のお話がありました。26 から 27 名で、1 クラスということですが、当初からその人数で計画されていたのか、あるいは定員に満たずにそうってしまったのか、もし情報があれば教えてください。

○（佐藤教育長） 今回、定員割れをしていますが、その件については、特に校長先生は言っていらっしゃらなかったんですが、入試方法に面接が入りましたので、そういうのも影響しているのかなという感じがしています。生徒さん、とてもきちっとしていました。ですから今後が楽しみだなというふうに思います。

当初270名くらい、270とか280ぐらいの定員だったような気がするので、少し生徒数が減っている状況の中で、このきめ細かさになっているんだろうと思います。8クラスはいつも変わっていません。

○（梅澤委員） そうですね。従来であればいわゆる学級定数でいくと、6クラスとか7クラスに削減されてもおかしくない中で8クラスが維持されたというのは、これは県立高校の制度上可能だったことということでしょうかね。

○（佐藤教育長） これは正式な話ではないのですが、先生方が中学校も小学校も、クラスを増やしたときに先生の数是不変なので、それは先生方が補っていますので、それと同じことが起こっているというふうに見ています。ですから本来はもっと少ないクラスだと思います。

○（梅澤委員） ですよ。

○（佐藤教育長） はい。多分7クラスであってもおかしくない状況です。

○（梅澤委員） ですよ。

○（佐藤教育長） だからその辺のところでも多分、先生方が努力をされているんだろうというふうに思っています。

○（梅澤委員） なるほど。県立学校だと加配をとる手立てがあるとか

○（佐藤教育長） そうですね。その辺は正式には分からないんですけども。

○（梅澤委員） 分かりました。ありがとうございます。

○（佐藤教育長） 他にいかがでしょうか。

（発言する者なし）

○（佐藤教育長） よろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○（佐藤教育長） それでは、特に他に質疑ありませんので、教育長報告についてはご了承願います。

次に、令和6年度教職員配置状況について、資料2に基づき担当からご報告を申し上げます。

教育総務課長。

○（宮地教育総務課長） それでは、（2）令和6年度教職員配置状況について、ご説明させていただきます。

資料2をご覧いただきたいと思います。

主に右側の令和6年4月1日現在の教職員配置状況についてご説明申し上げます。

なお、資料の左側は令和5年5月1日現在の状況となっております。

右側の表をご覧いただきたいと思います。

まず、小学校でございます。

クラス数につきましては、6校全体で普通級が57クラス、特別支援級が32クラスとなっており、令和5年度と比較しまして、普通級は同数、特別支援級は4増となっております。

増減の内訳といたしましては、普通学級では中津小学校が1増、菅原小学校が1減となっております。特別支援級では中津小学校、半原小学校、中津第二小学校、菅原小学校がそれぞれ1増となっております。

また、教職員数につきましては総計が162人、このうち臨時的任用職員は25人となっております。

次に、中学校でございます。

下の表をご覧いただきたいと思います。

まず、クラス数であります。令和5年度と比較しまして、普通級では愛川東中学校、愛川中原中学校がそれぞれ1減で、トータル25クラスとなっております。特別支援級では愛川東中学校、愛川中原中学校がそれぞれ1増ということで、トータル16クラスとなっております。

また、教職員数につきましては、臨時的任用職員5名を含め総計が91名となっており、令

和5年度と比較しまして、教職員数が1減、臨時的任用職員が8減となっております。

以上、小中学校の教職員の合計では253名となっております、令和5年度と比較しまして教職員数は8増、内数の臨時的任用職員は2減となっております。

説明は以上でございます。

○（佐藤教育長） これより質疑に入ります。

ご意見、ご質疑ありましたら、ご発言願います。

結局クラスの増えている数は支援級の数に影響しているということなんですね。

梅澤委員。

○（梅澤委員） 臨任数の中で配置ができていない数というんでしょうか、学校がもしあれば教えてください。

○（佐藤教育長） 教育総務課主幹

○（高木教育総務課主幹） 今、配置できていないところは中津小学校で、育休代替の方のところは1枠空いているのと、高峰小学校で1枠、年度末になって急遽お辞めになられた臨任の方がいて、その穴埋めが今できていない状態です。

以上です。

○（佐藤教育長） 高峰小学校の臨任の方は面接をする予定ですか。

○（高木教育総務課主幹） そうです、はい。

○（佐藤教育長） 中津小学校についてはどうでしょうか。

○（高木教育総務課主幹） 今、探しているところです。

○（梅澤委員） 全国、教員が足りなくて困っている状況でありますので、そうですね、なかなか探すのも大変だと思うんですけども、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

○（佐藤教育長） 他にございますでしょうか。

（発言する者なし）

○（佐藤教育長） それでは、中津小学校については1人、今、探しているということでございますので、また何か情報等が入りましたら一報をお願いしたいと思います。

では、他に質疑がありませんので、令和6年度教職員配置状況についてはご了承願います。

次に、令和6年度愛川町教育支援（就学相談）について、資料3に基づき担当からご報告申し上げます。

指導室長。

○（瀧指導室長兼教育開発センター所長） では、資料3をご覧ください。

令和6年度愛川町教育支援についてでございます。

まず1枚めくっていただいて、参考資料1をご覧ください。

愛川町教育支援年間計画に係る日程を示しております。

まず、4月に行われるのが基本方針の決定です。愛川町はこの会議で行ってまいります。

5月2日には本日の決定を受けて、第1回愛川町教育支援委員会が行われることとなります。

5月には校内教育支援委員会の開催を各校に依頼し、令和7年度の特別支援学級入級、退級等の対象者の検討を行っていただきます。

6月21日には校内教育支援委員会の検討結果を基に令和6年度就学相談実施予定者一覧を、8月9日には令和7年度特別支援入級、退級に関わる調査資料の提出をしていただくことになっています。

第1回、第2回の就学相談を基に1枚めくっていただいて、裏面になりますね、10月17日には第2回教育支援委員会が、そして、第3回就学相談を基に11月14日には第3回教育支援委員会にてそれぞれ審議を行い、その答申を基に就学場について保護者と合意形成を図ることで、次年度の学びの場を決定してまいります。

続いて、参考資料2についてになりますけれども、こちらは愛川町教育支援委員会の要綱を載せさせていただきます。

1枚めくっていただきます。

参考資料3になりますが、こちらは愛川町教育支援委員会における委員の構成を表しております。

また1枚めくっていただきまして、参考資料4になります。

こちらは愛川町就学相談委員会の規約を載せております。

もう1枚めくっていただきまして、続いて参考資料5になります。

令和5年度の愛川町就学措置の報告を載せさせていただきます。この措置に関しては、令和5年度1月の定例会で示させていただいたものと変更はございません。

以上で大まかではございますけれども、愛川町教育支援についてを説明を終わります。

最後に、1枚目に戻っていただきまして、愛川町教育支援基本方針を読み上げさせていただきます。

愛川町教育支援（就学相談）基本方針。

障がいのある児童生徒等の教育は、児童生徒一人ひとりの将来の社会的自立、社会参加の

ために適切な教育を保障するものでなければならない。そのために、児童生徒一人ひとりにとって、最も適切な教育の場を配慮することは、ライフステージの一環として極めて重要である。このような考えに立ち、教育支援（就学相談）基本方針を次のように定める。

1、綿密な就学相談の機会を持ち、保護者の理解と協力を得ながら、きめ細かな教育支援（就学相談）を行うよう努める。

2、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握し、総合的な情報の収集に努める。

3、児童生徒一人ひとりのライフステージを見通した、きめ細かな教育支援（就学相談）の充実に努める。

4、総合的な検討を行うとともに、教育の場の弾力的な扱いに配慮して判断する。

5、県及び関係機関との連携を密にし、適切な教育支援（就学相談）を行うための環境づくりに努める。

就学にあたっては、一方的な方向付けの提示や画一的な就学指導ではなく、保護者と十分話し合い、児童生徒の教育的ニーズに合った支援をともに考える「就学相談」として捉えることを大切にする。

では、基本方針の決定に向けてご協議のほうお願いいたします。

以上です。

○（佐藤教育長） これより質疑に入ります。

ご意見、ご質疑がありましたら発言をお願いします。

大貫委員。

○（大貫委員） この件から外れてしまうかもしれませんが、さっき学級数なんかで特別支援のクラスは小学校で4つ、中学校で2つ増えているとか、そっちのほうの児童・生徒が増えていて、では、この特別支援をやってそこへ入ってくるわけだけど、今現状として、かつてのことを言ってもいっしょしようがないと思いながら言いますけれども、前は学校側とかがどうですかと言っても、親のほうがちっとそういうふうなところへは遠慮しますみたいな、そういう雰囲気が多かった。今はもうそうじゃないということですよね。この数字から見ると。

○（佐藤教育長） 指導室長。

○（瀧指導室長兼教育開発センター所長） 町だけではなく、県央の会議などに出ると県央管内でかなり特別支援のお子さんというのは増えている状況ではあります。もちろん保護者との合意形成が必要かなと思うんですけれども、ニーズとしてはその子に合った支援の場とい

うところで、特別支援学級に入るお子さんというのも増えているのが現状かなと思います。

- （大貫委員） この考え方でよく解釈すると、特別支援教育がそこへ入ってくる児童・生徒への手厚い指導みたいな、補助みたいなものも充実してきたからかなというふうには思うんですよね。1つは。

もう一つは、そういうふうなところへもちろん入れる、社会的な目みたいなもののハードルが低くなってきているからというようなこともあるけれども、結局もっと深読みすると、そこへ親御さんが入れたほうが実は親御さんも安心という意味じゃないけれども、そういうようなものがもう社会的に広がっているのではないかという気がするんですよ。

前にも1回言ったけれども、うちの周りにもそういうような子が増えてきて、それとイコール、それがイコールじゃないかもしれないけれども、不登校にも蔓延してきていて、この辺はひたすら特別支援級に受入れでやるというようなところを何かもうそろそろ見直して、この子だったら普通級でも、ちょっと教員の負担が増えるかもしれないけれども、頑張らせて社会性をより一層身につけてあげたほうがいいみたいな、そういう何ていうの就学相談とか支援みたいな、ここは方向転換をしていく必要があるんじゃないかなというふうに、自分の周りの様子を見ていても思うんだよね。これはここで言うことじゃないかもしれないけれども、何かそういうふうにちょっと思いました。

一時期はもうそういうふうな方向で手厚く指導していきましょうと言ったけれども、うーん、何かちょっとそろそろ少し方向転換をし始めたほうがいいのか。何でもかんでも受け入れて面倒を見るというの、もうさっきの話で先生も足らないわけだから、何かそういうようなちょっとして。これは個人の感想で、これを言ったからってすぐ実現はしませんけれども、身の回りを見ているとちょっと思いうところが、ありましてね。

- （佐藤教育長） 他にいかがですか。

齊郷委員。

- （齊郷委員） 私が経営しているところの幼稚園の中で5人ほど、そういう特別支援のほうで県のほうに申請している保護者がいまして、それ以外にも7人くらいそういった発達に問題があるだろうということで、そういったお子さんは幼稚園も行きながら個別の指導を必要とするといったところにアクセスして、通うようにしていきます。

現状で一番大変なのは、それを持っている要は先生方で、まずはお子さんのことをしっかり、この子は本当に発達に何か問題があるかということを理解するまでに時間がかかる。そして、その状態を保護者の方に伝えて、保護者の方もそれを現状どうということかということ

を見るのに時間がかかる。一番大変なのは、やっぱりそこに、現場にいらっしゃる先生方がかなりメンタルをやられてしまっているのも、そういった先生方の心をしっかりやっぱりケアしていただきたいというところと、小学校のほう、ちょっと私もよく分からないんですが、個別の指導のところは別室のところであんな指導のお部屋があると思うんですが、それ以外のところはないんでしょうか。他の機関とかそういったところは。

○（佐藤教育長） 指導室長。

○（瀧指導室長兼教育開発センター所長） 特別支援級ということで、特別支援級で学ぶ、あと、それから交流をして普通級の教室に行って学ぶ場ということで、その子に応じて対応をしているところです。

今、県のほうでもインクルーシブ教育という言葉がありますがけれども、できるだけ普通級の中で子どもたちを学ばせていくという考えもありますので、その辺のバランスというのは非常に難しいところはあると思うんですけれども、個別の支援をしていかなきゃいけない部分と、普通級のお子さんの中で学んでいく部分というのは、両方大事なところかなとは思っております。

以上です。

○（佐藤教育長） 梅澤委員。

○（梅澤委員） 今のお話に補足をさせていただいて、私も町内の小学校の教員をしておりますので、町内はこのインクルーシブ教育を僕は進んでいると見ています。いわゆる特別支援学級のお子さんを可能な限り普通級で受け入れて共に授業し、学習室という形で個別に配慮が必要な教科とかに関してのみ、別にやっているような状況かなというふうに見ています。

なので私は本当にきめ細やかに、先ほどの学級定員数についても、教員配置数についてもやっていただいている、むしろ特別支援級のお子さんが普通級に来たときに学習サポーターさんであったり、インクルーシブサポーターさんであったり、複数の教員で普通級の授業運営ができるような形で進めていらっしゃる学級が多いと聞いていますので、ぜひこの形で進めていただけたらいいなと思っています。

また、県が進めているインクルーシブ、フルインクルーシブで進めたいと、つまり障害がある子もない子も、外国につながりがある子もない子も、みんな一緒にという形で考えているんですが、なかなか学級定員が35名でありますと進みにくいなと思っています。なので先ほどの愛川高校の学級当たりの人数が少ないことへの、県からの配慮があったのかどうかというのを聞きたかったということでもあります。

つまり1クラスが20人ぐらいの、例えばOECDの平均数ぐらいになるとフルインクルーシブが進むと思うんですけども、やっぱり我々学校を回ってみたときに、小学校低学年でもう35人ぐらいでいっぱいいっぱいの教室のところに、個別に配慮が必要なお子さんたちが複数入ってきたとなると、これは1人の担任だと難しいかなというふうに思います。なので今回のこういう教育支援の基本方針を定め、個別支援級に入れるんだけど、極力共に学べるような、そういう形が今は合理的かなというふうに思っています。

繰り返しますが、個人的にはフルインクルーシブに賛成なんです。なんですが、今の35名上限という定員では国連から勧告されたとしてもなお、ちょっとこういう一部分離教育は致し方ないかなとそう考えています。

加えてもう一つ。

○（佐藤教育長） どうぞ。

○（梅澤委員） はい。基本方針案の最後のアスタリスクのところですよ。もうこのままでもいいんですが、1行目の右側、「保護者と十分話し合い」のところを「保護者との対話の中で」という形、言葉でいかがでしょうか。対話という言葉には、いわゆる受容的、共感的なコミュニケーションというメッセージが埋め込まれています。十分話し合うでも構わないんですが、そういう柔らかなコミュニケーションがあるんだよということを言葉に埋め込むことは重要なと思います。

以上です。

○（佐藤教育長） 指導室長。

○（瀧指導室長兼教育開発センター所長） そうですね、「対話の中」というところで検討させていただいてよろしいですか。

○（梅澤委員） はい。

○（瀧指導室長兼教育開発センター所長） ありがとうございます。

○（佐藤教育長） では、今の部分については検討ということで。

他にいかがでしょうか。

先ほどの就学支援の関係でちょっと気になっているのが、1年生の、新1年生の数が多くなっています。本来ですと入学して1年生の学級担任といろいろ関わる中で、じゃ、2年生、3年生でやはり支援級がいいかなというようなところの進みが今までのパターンだったようなんですが、幼稚園、保育園等での支援教育について今、力を入れていらっしゃるの、その部分で多分新1年生からも支援級がいいのではないかなというのが、その中で多分、上が

ってきているケースなんじゃないかなというふうに思うんですね。

この辺のところがいろいろな考え方があるんですが、例えば担任に力量があれば、ある程度支援の必要な子でもやっていけてしまうんですね。その辺のところもあるので、本当に最初から支援教育がいいのか、それとも普通級でやっていくのがいいのか、それは先ほど大貫委員さんが言われたところも含めてなんですけれども、その辺が今少し課題かなというところで、また就学支援委員会がごさいますので、そういう中で少し議論をしていただきながら、本当に子どもに合った状況で教育を受けてもらうのが一番いいだろうなというふうに思っています。

海老名市さんがやっているフルインクルーシブは、普通級で生活をするんですが、職員はそのまま普通級に行って、だから複数の目で見えるような形で、同じ環境の中で生活するということを今年度やられるということでございますので、今後その影響というのは出てくるだろうなと思っています。多分、他市町村にもそういう形での働きかけが出てくる可能性もありますね。

ですからその辺も見据えながら今年度、インクルーシブ教育を全ての学校で取り組んでくださいということで、もう3月でしたかね、校長会で伝えておりますので、今年度も学校訪問をする中でそのところは触れていきたいなと。今、校内研等でやっているところは、中津小は外籍の子どもへの支援ということも含めてインクルーシブをしているんですけれども、半原小はもうちょっと長いですね。ずっと続けてやっていただいて、中学校では東中と愛中、愛川中原中で取り組んでいるので、あとは今、名前を挙げなかったところの5校ですね、5校については今年度取り組んでいただきたいということで伝えてあります。

以上です。

梅澤委員。

- （梅澤委員） 今のことに関連して、小学校1年生、就学支援委員会で迷ったならば、あるいは保護者がお願いという形であれば、特別支援学級在籍はありかなと私は思っております。というのはいわゆる加配になるんですよね。そこに複数の教員で小学校1年生の学級を手厚くという形が望ましいかなと思います。

というのは例えば68人でいってしまうと34人、34人で切らざるを得ない。小学校1年生で34名というのが我々が多いと分かっているんだけど、その加配を持ってくることにはなかなか人的な、プラスアルファを持ってくるのがすごく苦しいことなので、であるならば迷ったのであれば、翌年以降普通級に行くとしてもなお特別支援学級に入ってもらって、そ

こで加配になった特別支援学級の先生とうまく協働しつつ、極力一緒に生活、社会性等を身につけさせながら、今後、普通級への妥当性を検証といういで、就学支援委員会で検討するという形がいいスタート、その子のいいスタートになるでしょうし、周りの子にいいスタートになるかなというふうに思います。

手厚くしたいです。なんだけれども、やっぱり教員を増やすためにはかなりの労力が必要なので、これはもちろん保護者の同意が、合意形成が得られての話になりますけれども、そのあたりはかなり1学級のサイズが大きい国の施策なので、ぜひきめ細やかさを求めてやっていただけるといいなと思っています。

以上です。

○（佐藤教育長） 他にいかがでしょうか。

（発言する者なし）

○（佐藤教育長） よろしいでしょうか。

それでは、他に質疑がありませんので、令和6年度愛川町教育支援（就学相談）についてはご了承願います。

日程第2、教育長報告事項については以上とさせていただきます。

◎日程第3

○（佐藤教育長） 次に、日程第3、議案第1号 令和7年度愛川町立小・中学校で使用する教科用図書の採択にかかる愛川町教育委員会の方針についてを議題とします。

内容については、議案に基づき担当からご説明申し上げます。

指導室長。

○（瀧指導室長兼教育開発センター所長） では、令和7年度愛川町立小・中学校で使用する教科用図書の採択にかかる愛川町教育委員会の方針についてご説明申し上げます。

資料をご覧ください。

2枚めくっていただきます。

参考資料1をご覧ください。

教科用採択に係る日程を示しております。

まず、4月に行われるのが採択方針の決定であります。愛川町は本日のこの会議で行ってまいります。なお、清川村も4月中に行われる予定であります。

5月7日には本日の決定を受けて、第1回愛甲採択地区協議会が行われることになります。

5月10日には厚木市、清川村と合同で調査委員会が開かれ、この日から調査員による調査研究が始まります。

6月5日には教科用図書の展示会が始まりますので、各学校にも研究を依頼してまいります。

7月8日には第2回愛甲採択地区協議会が行われ、調査員による報告を受けて教科用図書の検討を行います。愛川町では7月23日に、清川村も7月中に定例教育委員会が開かれ、採択していただきます。

8月には採択結果の報告を県教育委員会と学校に行うとともに、来年度に向け需要数の報告を行います。

採択の流れについては以上になります。

1枚めくっていただいて、参考資料2をご覧ください。

教科用図書採択に係る事務の流れを示したものになります。

上から県教育委員会が行うこと、その下の欄は市町村教育委員会が行うこと、その下は市町村教育委員会が設置する愛甲採択地区協議会が行うこと、そして、その下が愛甲採択地区協議会の委嘱した調査員による調査委員会が行うこと、最後に各学校が行うこととなっております。

1枚めくっていただいて、参考資料3をご覧ください。

教科用図書採択の概要についてであります。

教科用図書は文部科学省の検定を受けて合格した検定本と呼ばれるものと、文部科学省が著作者となっている著作本などがございます。この他に学校教育法附則第9条の規定による特別支援学級等における教科用図書として、文部科学省コードつき一般図書や検定本、著作本の下学年使用等がございます。

採択基準は、採択地区で同一の教科書を採択するとなっております。

そして、採択時期になりますけれども、こちらはどちらも前年度の8月31日までとなっております。

下の表は検定、採択、使用の周期を表しています。

今年度採択いただく中学校の図書は来年度、令和7年度から4年間使用することとなっております。

1枚めくっていただいて、参考資料4につきましては、教科用図書に関連する法令をのせさせていただきます。

続いて、2枚めくっていただいて、参考資料5ですね、こちらは神奈川県教科用図書愛甲採択地区協議会の規約をのせてございます。

1枚めくっていただきまして、参考資料6、こちらは採択地区協議会委員の構成と調査委員会における市町村の構成を表しております。

以上で大まかではございますが、教科書採択に向けての説明を終わります。

それでは、最後に、令和7年度愛川町立小・中学校で使用する教科用図書の採択に係る愛川町教育委員会の方針について読み上げさせていただきます。

資料は2枚目に戻ります。

令和7年度愛川町立小・中学校で使用する教科用図書の採択に係る愛川町教育委員会の方針について。

令和6年4月16日。

愛川町教育委員会は、令和7年度に町立小学校及び中学校において使用する教科用図書について、採択権者としての権限と責任において、適正かつ公正な採択が確保できるよう、次のとおり採択方針を定める。

(1) 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第4項に基づき、教科用図書採択地区内において種目ごとに同一の教科用図書を採択するために、教科用図書愛甲採択地区協議会を設置し、調査研究及び協議を行うこと。

(2) 愛川町教育委員会は、採択地区協議会における協議の結果に基づいて、種目ごとに教科用図書を採択すること。

(3) 教科用図書の内容について十分かつ綿密な調査研究が行えるよう条件整備を図るとともに、採択結果や理由等の採択に関する情報の公開を行うことなど、開かれた採択に向けて努力すること。

(4) 採択の公正確保に向けて、広く関係者の理解を求めるなど、静ひつな採択環境を整え、円滑な採択事務に支障をきたす事態が生じないように努めること。

以上になります。

では、採択方針の決定に向けてのご協議をお願いいたします。

以上です。

○(佐藤教育長) それでは、これより質疑に入ります。

ご質疑、ご意見等がありましたらお願いいたします。

方針等についてはいかがですか。よろしいですかね。

協議会で委員の構成は資料 6 に書いてありますけれども、メンバーのとか保護者枠とかありますので、それ、いつ頃までに決まるんですか。

○（瀧指導室長兼教育開発センター所長） これから声かけをしていきます。教育委員さんからもお願いをするということで、後ほどまたこの会が終わった後にお願いしたいと思います。

○（佐藤教育長） 分かりました。

よろしいでしょうか。

（発言する者なし）

○（佐藤教育長） 特にご質疑等がありませんので、質疑を終結し、表決に入ります。

議案第 1 号 令和 7 年度愛川町立小・中学校で使用する教科用図書の採択にかかる愛川町教育委員会の方針について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○（佐藤教育長） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第 1 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 4 から日程第 6

○（佐藤教育長） 続いて、日程第 4、議案第 2 号 地域学校協働活動推進員等の委嘱についてから日程第 6、議案第 4 号 愛川町スポーツ推進委員の委嘱についての審議を行います。本件については個人情報を取り扱う案件となるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項の規定により、非公開による審議とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○（佐藤教育長） ご異議ないようでありますので、議案第 2 号から議案第 4 号につきましては、非公開で審議を行いたいと思います。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

◎日程第 4 【非公開】

◎日程第 5 【非公開】

◎日程第 6 【非公開】

◎日程第 7

- （佐藤教育長） 会議を再開いたします。

日程第 7、その他を議題といたします。

初めに、拠点校方式部活動の令和 6 年度モデル実施について、資料 4 に基づき担当から説明申し上げます。

指導室長。

- （瀧指導室長兼教育開発センター所長） 指導室長です。

拠点校方式部活動の令和 6 年度モデル実施についてであります。

資料 4 をご覧ください。

3 月の定例会で一度お示ししている資料になります。

3 月に愛川町中学校部活動の在り方検討会準備会を開催し、地域の方々にも参加していただく中、この検討委員会を立ち上げ、愛川町の部活動の在り方について検討していく方向性についてご了承いただいております。

5 月 16 日には第 1 回検討会を開催していきたいと考えております。先ほども言いましたけれども、資料につきましては前回の定例会で提出させていただいているものであります。ご意見がありましたら、この後いただければと思います。

こちらの資料につきましては今後、修正等を加え、先ほど申し上げた検討会でも提案し、ご承認を得た上で愛川町のホームページに掲載していきたいと考えております。

以上であります。

- （佐藤教育長） これより質疑に入ります。

ご質疑、ご意見等がありましたらお願いいたします。

梅澤委員。

- （梅澤委員） 前回もお話ししましたが、いい取組だなと思っております。恐らく部活の指導をやりたい先生もいらっしゃるので、地域移行の中で教員も地域の人材の一部として指導はできるということをお伝えいただけると、部活動をやりたい派の先生方もご了承いただきやすいのかなというふうに思います。

小さなことなんですけれども、資料 4 の裏面、左側、さらに先の姿というところで地域の活動と、「の」がちょっと大きくなり過ぎちゃっているので、赤丸の中ですね。

- （瀧指導室長兼教育開発センター所長） ご指摘ありがとうございます。

○（梅澤委員） あと、ユニバーサルデザインというんでしょうか、いわゆる発達に課題があるお子さんたちって今の絵の左側、さらに先の姿と緑の枠が重なっていますよね。こういったものがちょっと認識しにくいような方もいらっしゃるかなと思うので。

○（瀧指導室長兼教育開発センター所長） ありがとうございます。

○（梅澤委員） よろしくをお願いします。

○（佐藤教育長） 他にいかがでしょうか。

○（篠崎委員） よろしいですか。

○（佐藤教育長） はい。

○（篠崎委員） 前回の会議のときに、一応運動部をまずはメインで考えているという話だったと思うんですけども、だんだん文化部のほうもこういうふうになっていくんじゃないかと思うのですが、そうなってきたときに身一つで移動できるような部活だったらいいんですけども、吹奏楽部とかになってくると楽器を持って移動しなくちゃいけないという課題が出てくると思いますので、そういったところもいろいろ皆さんも委員会で、検討委員会でいろいろご意見をいただきながら、いい方向で文化部も運動部も地域移行に進んでいったらいいなというふうに思っていますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○（大貫委員） 吹奏楽部はものすごく苦勞している。合同でやらないと編成がもう成り立たなくなるから、アンサンブルコンテストならいいけれども、A、Bでほら編成するじゃないですか。これ余談ですが、現職の頃に地区の公民館なんかでいろいろ、ほら公民館祭りとかっていうのをやるじゃないですか。中学校の吹奏楽を呼べばいいって、簡単なんだよと言われて、来ないと何か地域にお世話になっているからなんてあれで、実は中学校は呼ばれても自分たちでトラック頼んで楽器を積んで、子どもたちは子どもたちで行ったとしても、そういうのは頼むほうはそこまで考えていないんだよ。中学だからもう来りゃあ、もうすぐ来てくれるだろうという、その辺のことと今言っていることって似ているんだよね。なかなか言われても、はい、分かりましたといい返事ができないの。だからそこら辺まで考えてこの部活動、2つを1つにするなんていうの、これはもうちょっとなかなかお金もかかることだね。課題がもう本当に山積みだよ。

○（佐藤教育長） 当面、やっぱり今、土日の部活動を地域に移行する、3割ぐらいの先生方はやってもいいと言ってくさっているの、そうすると平日はできるだけ学校内でやっていただいて土日で地域という形で、まずその辺を目安に進めていけたらいいのかなというふ

うに思っています。

ただ、部活動指導員 6 名を入れてもう金額かなり張るので、今後それを増やしていかなければいけないので、お金との、あまり言いたくないんですけども、これがしっかり取れないとなかなか難しい部分があるということですよね。だから大きい自治体はもう既にやっていますので、クラブチーム化してそこから教員を派遣するような形。ですから多分あれは教員からの特勤手当ではなくて、もうクラブチームから出しているということだと思うので、そうするとまたお金が必要になってくるところもあるので、その辺のところをどうしていくのかというのはちょっと課題が大きいんですけども。でも、それをやっていくしかないんですね。道はもうありませんので、やはり教員が土日出なくてもいいような形の体制づくりをまずしていきたいなというふうに思いますので、当然文化部も同じように考えていかなければいけないと思います。

瀧室長、何かありますか。特によろしいですか。

○（瀧指導室長兼教育開発センター所長） はい。

○（佐藤教育長） 他にいかがでしょうか。

（発言する者なし）

○（佐藤教育長） それでは、他にないようでございますので、拠点校式部活動の令和 6 年度モデル実施についてはご了承願います。

次に、令和 6 年度町営プール運営について、資料 5 に基づき担当からご報告申し上げます。

スポーツ・文化振興課長。

○（井上スポーツ・文化振興課長） それでは、日程第 7、（2）令和 6 年度町営プール運営について、資料に基づきまして説明をさせていただきます。

令和 6 年度の本町の町営プール、中津工業団地第 1 号公園プール及び田代運動公園プールにつきましては、運営に係る経費や利用状況等を踏まえ、次のとおり開設期間を変更して運営いたします。

開設期間につきましては、愛川町都市公園の設置及び管理に関する条例施行規則に基づき、供用日が指定されておりますが、同施行規則の「町長が都市公園の管理上若しくはその他の理由により必要があると認めるときは、供用日及び供用時間を変更することができる」との規定によりまして、従来 7 月 14 日日曜日から 9 月 1 日までの 50 日間の供用日を 7 月 20 日土曜日から 8 月 25 日日曜日までの 37 日間と変更するものでございます。

また、運営に係る経費が増加している状況を踏まえ、引き続き公共施設として適切な管理

運営を図るため、第1号公園プールの使用料を大人2時間につき100円から200円、大人回数券を1,000円から2,000円に、田代運動公園プールの使用料を大人300円から400円に改定するものであります。

なお、両プールの中学生以下の子どもの使用料につきましては、子育て支援の観点から現行使用料のまま据え置くこととするものでございます。

令和6年プールの運営につきましてご理解、ご承諾をいただきたくよろしくお願いいたします。

説明は以上です。

○（佐藤教育長） これより質疑に入ります。

ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

（発言する者なし）

○（佐藤教育長） よろしいでしょうか。日にちが37日間になったということでございます。

金額についてはこの前、定例教委でお話をさせていただいておりますので、特によろしいでしょうか。

大貫委員さん、何かありますか。

○（大貫委員） 要するに監視員をこれだけつけるのが少なくなるということが1つだね。

○（佐藤教育長） そうですね。47日間の規定ですので、そこよりも10日間、今回減りました。

○（篠崎委員） いいですか。

○（佐藤教育長） 篠崎委員。

○（篠崎委員） やっぱり夏休みに入ってからの方が利用は多いと思いますし、最後の後半のほうは皆さん宿題に追われますので、いいんじゃないかと思います。ちょうどいい期間だなというふうに私は感じました。

以上です。

○（大貫委員） もうこの期間、8月25日以降は、最近は登校日とか学校がもう開始とか早まっているから、もうこれでいいと思います。

○（佐藤教育長） 近隣はもう始まっているんですが、本町は9月1日からですね。まだ子どもは休みなんですけれども、いずれ早まるんじゃないかなというふうに思いますので。

○（大貫委員） 授業数の関係もあるから。

○（佐藤教育長） それでは、特によろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

- （佐藤教育長） それでは、令和6年度町営プールの運営についてはご了承願います。
-

◎閉会

- （佐藤教育長） 以上で本日の案件が全て終了いたしましたけれども、各委員からご意見、ご感想等がありましたらお願いいたします。

（発言する者なし）

- （佐藤教育長） よろしいでしょうか。

それでは、特にご意見ありませんので、事務局で何かありますか。

（「特にございません」との声あり）

- （佐藤教育長） 特にないということですので、それでは、以上で4月の定例会の議事日程全て終了いたしましたので、閉会としたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

- （佐藤教育長） ご異議ないものと認めます。

よって、4月の定例会を閉会といたします。

大変お疲れさまでした。

なお、次回の定例会、5月28日9時からこの201会議室で開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

愛川町教育委員会会議規則第17条第2項の規定により、ここに署名をいたします。

令和6年5月28日

教育委員会教育長

佐藤 昭明

教育委員会

教育長職務代理者

大貫 洋

教 育 委 員

梅澤 秋久

教 育 委 員

篠崎 美和

教 育 委 員

齋 郷 浩之

調 整 職 員

池村 茉莉子